

令和 7 年 6 月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書
(令和 7 年度 6 月補正予算等関係)

生 活 環 境 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和7年6月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第4号）		
	1 補正予算説明資料	（ 総 括 表 ）	3
		消費生活センター	4
		住宅政策課	5
	2 歳入歳出事項別明細書		7
	3 節の明細		11
	4 債務負担行為に関する調書	住宅政策課	12

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第5号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	住宅政策課	13

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	令和6年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	自然共生課ほか	17
第3号	令和6年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について	水環境保全課	18
第5号	令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書について	水環境保全課	19
第11号	議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例（鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正）（令和7年5月20日専決）	まちづくり課	20
第12号	長期継続契約の締結状況について	西部総合事務所環境建築局	22

議 案 説 明 資 料 総 括 表

生活環境部（単位：千円）

課 名	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(一般会計)								
消 費 生 活 セ ン タ ー	68,776	3,439	72,215	3,439				
住 宅 政 策 課	2,656,882	6,815	2,663,697	1,834			4,981	
合 計	10,494,998	10,254	10,505,252	5,273			4,981	
説 明 (一般会計) 消費生活センター 消費生活センター事業費 住宅政策課 (新) 県営住宅上栗島団地建替事業 ほか								

令和7年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

消費生活センター（内線：0859-34-2765）

7目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費生活センター事業費	54,468	3,439	57,907	3,439				
トータルコスト	補正前：88,112千円（5.4人）、補正：4,228千円（0.1人）、計：92,340千円（5.5人）							

1 事業の目的、概要

国が整備し、全国で利用している全国消費生活情報ネットワークが新システムへ移行するにあたり、市町村の消費生活相談が円滑に維持されるよう市町村の新システム導入経費について交付金を交付する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
市町村消費者行政強化交付金	[補助対象経費] 回線敷設、端末、周辺機器、ソフトウェア及びセキュリティ対策に係る費用等 [対象者] 鳥取市、米子市、岩美町、智頭町、鳥取中部ふるさと広域連合 [補助率] 定額（対象経費により上限あり）	3,439

3 その他（改善点等）

新システムへの移行により、入力画面の見直しやより容易な入力方法の実現など相談員の入力作業負担の軽減が見込まれる。

令和7年度一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

住宅政策課（内線：7411）

1 目 住宅管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅維持管理事業	672,768	3,146	675,914				3,146	
トータルコスト	補正前：759,525千円（18.0人）、補正：3,935千円（0.1人）、計：763,460千円（18.1人）							

1 事業の目的、概要

県営住宅の優先入居の対象となる子育て世帯等の対象を拡大するため、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例を改正することに伴い、県営住宅管理システムの改修を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
家賃・駐車場使用料の徴収事務	県営住宅の優先入居の対象世帯追加及び収入要件の見直しに伴う 県営住宅管理システムの改修	3,146

3 その他（改善点等）

優先入居制度の見直しの概要

区 分		改正後	現 行	備 考
若者夫婦世帯	対 象	夫婦のみであり、夫婦のいずれかが40歳未満である者	—	新規追加
	収入要件	収入月額21万4千円以内		
子育て世帯	対 象	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居する者	中学校を卒業し、又は修了するまでの児童と同居する者	子の対象範囲の拡大 (中学卒業まで→ 18歳に達する年度終了まで)
	収入要件	収入月額21万4千円以内		変更なし
多子世帯	対 象	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が3人以上の世帯を構成する者	18歳未満の児童が3人以上の世帯を構成する者	子の対象範囲の拡大 (18歳未満まで→ 18歳に達する年度終了まで)
	収入要件	収入月額25万9千円以内	収入月額15万8千円以内	入居要件の緩和

令和7年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7412）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県営住宅上栗島団地建替事業	0	債務負担行為 3,247 3,669	債務負担行為 3,247 3,669	債務負担行為 1,623 1,834			債務負担行為 1,624 1,835	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：4,458千円（0.1人）、計：4,458千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

令和6年度に発注した県営住宅上栗島団地建替事業は、応募事業者の辞退により入札不調となったため、条件見直しに伴う再発注支援業務を委託するとともに、外部有識者等による事業者選定委員会を開催する。（前回同様、設計・建設等を一括して行うPFI手法（BT方式）を採用）

※BT（Build-Transfer）方式：

民間事業者が公営住宅の設計・建設を行い、竣工後に県へ所有権移転する方式

<計画概要・想定スケジュール（案）>

整備戸数	3棟60戸（うち2棟を木造で整備予定）※整備戸数は、今後の入居状況等を踏まえ決定する
整備方針	とっとり健康省エネ住宅性能基準NE-STの採用、太陽光発電設備の設置、積極的な県産木材の活用（在来軸組工法、CLT工法の採用）
準備・公募期間	令和7年度：実施方針・要求水準書作成、事業者公募 令和8年度：事業者選定
事業期間	令和7年度～令和13年度

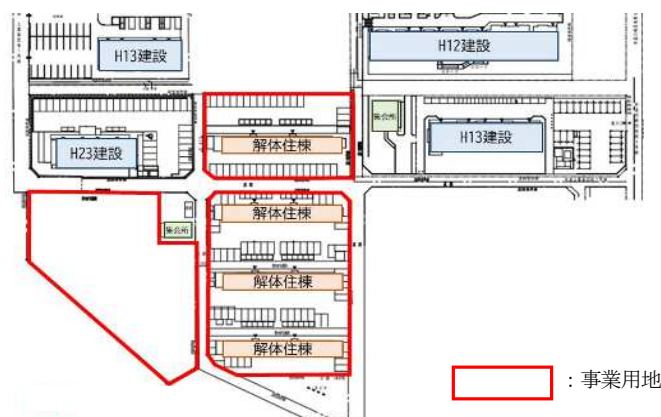
2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
PFI 事業者選定に係る発注支援	・県営住宅上栗島団地建替事業の事業者選定に向けて、コンサルタントを活用し、昨年度入札不調により取止めた一部の業務（事業提案の評価、契約締結に係る業務等）を委託 【債務負担行為】3,247千円（令和8年度）	3,298
選定委員会の運営	・外部有識者等によるPFI事業者選定委員会の設置・開催（審議内容：選考基準検討）	371
合 計		3,669

3 その他（改善点等）

入札不調後に実施した民間事業者ヒアリング結果等を踏まえ、より多くの事業者が提案できるよう余剰地活用に係る業務を除くほか、物価上昇に伴う建設コストの見直し、ゆとりをもった募集期間を確保する等再発注の準備を進める。

<建替事業用地配置図（上栗島団地現状配置図）>



令和7年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節		3 款 民生費								
					1 項 社会福祉費					
								7 目 消費者支援対策費		
								補正前	補正額	補正後
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報 酬	5,583		5,583	5,583		5,583	5,371		5,371
2	給 料	19,580		19,580	19,580		19,580	19,580		19,580
3	職員手当等	12,024		12,024	12,024		12,024	12,024		12,024
4	共 済 費	7,879		7,879	7,879		7,879	7,879		7,879
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報 償 費	5,123		5,123	5,123		5,123	2,505		2,505
8	旅 費	4,115		4,115	4,115		4,115	2,327		2,327
	費用弁償	1,045		1,045	1,045		1,045	658		658
	普通旅費	1,392		1,392	1,392		1,392	900		900
	特別旅費	1,678		1,678	1,678		1,678	769		769
9	交 際 費									
10	需 用 費	5,600		5,600	5,600		5,600	2,660		2,660
11	役 務 費	5,287		5,287	5,287		5,287	3,057		3,057
12	委 託 料	100,233		100,233	100,233		100,233	48,621		48,621
13	使用料及び賃借料	2,474		2,474	2,474		2,474	1,550		1,550
14	工事請負費									
15	原 材 料 費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費									
18	負担金、補助及び交付金	71,842	3,439	75,281	71,842	3,439	75,281	7,651	3,439	11,090
19	扶 助 費	1,100		1,100	1,100		1,100			
20	貸 付 金	20		20	20		20	20		20
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積 立 金									
25	寄 附 金									
26	公 課 費									
27	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	240,860	3,439	244,299	240,860	3,439	244,299	113,245	3,439	116,684
財源内訳	国庫支出金	90,216	3,439	93,655	90,216	3,439	93,655	12,463	3,439	15,902
	地方債									
	その他	38		38	38		38	38		38
	一般財源	150,606		150,606	150,606		150,606	100,744		100,744

令和7年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節		8 款 土木費							
		6 項 住宅費						1 目 住宅管理費	
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額
1	報酬	33,422	128	33,550	31,405	128	31,533	31,059	31,059
2	給料	266,288		266,288	207,548		207,548	207,548	207,548
3	職員手当等	152,363		152,363	120,953		120,953	120,953	120,953
4	共済費	99,013		99,013	78,778		78,778	78,778	78,778
5	災害補償費								
6	恩給及び退職年金								
7	報償費	13,867		13,867	9,425		9,425	9,265	9,265
8	旅費	6,312	243	6,555	3,365	243	3,608	3,307	3,307
	費用弁償	1,722	243	1,965	1,257	243	1,500	1,257	1,257
	普通旅費	3,042		3,042	2,100		2,100	2,050	2,050
	特別旅費	1,548		1,548	8		8		
9	交際費								
10	需用費	21,874		21,874	14,484		14,484	14,434	14,434
11	役務費	12,609		12,609	9,728		9,728	9,698	9,698
12	委託料	1,192,864	6,444	1,199,308	461,931	6,444	468,375	393,477	3,146
13	使用料及び賃借料	31,367		31,367	20,857		20,857	20,837	20,837
14	工事請負費	1,795,695		1,795,695	1,292,415		1,292,415	164,473	164,473
15	原材料費								
16	公有財産購入費								
17	備品購入費	14,421		14,421	100		100		
18	負担金、補助及び交付金	849,426		849,426	564,825		564,825	79,017	79,017
19	扶助費								
20	貸付金	69		69	69		69		
21	補償、補填及び賠償金	14,900		14,900	14,900		14,900	596	596
22	償還金、利子及び割引料								
23	投資及び出資金								
24	積立金	76,502		76,502	76,502		76,502		
25	寄附金								
26	公課費								
27	繰出金								
	予備費								
	計	4,580,992	6,815	4,587,807	2,907,285	6,815	2,914,100	1,133,442	3,146
財	国庫支出金	893,717	1,834	895,551	645,069	1,834	646,903	11,884	11,884
源	地方債	164,000		164,000					
内	その他	611,372		611,372	539,638		539,638	468,638	468,638
訳	一般財源	2,911,903	4,981	2,916,884	1,722,578	4,981	1,727,559	652,920	3,146

令和7年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	8 款 土木費		
		6 項 住宅費		
		2 目 住宅建設費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	346	128	474
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	160		160
8	旅費	58	243	301
	費用弁償		243	243
	普通旅費	50		50
	特別旅費	8		8
9	交際費			
10	需用費	50		50
11	役務費	30		30
12	委託料	68,454	3,298	71,752
13	使用料及び賃借料	20		20
14	工事請負費	1,127,942		1,127,942
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	100		100
18	負担金、補助及び交付金	485,808		485,808
19	扶助費			
20	貸付金	69		69
21	補償、補填及び賠償金	14,304		14,304
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金	76,502		76,502
25	寄附金			
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	1,773,843	3,669	1,777,512
財源	国庫支出金	633,185	1,834	635,019
	地方債			
	その他	71,000		71,000
	一般財源	1,069,658	1,835	1,071,493

令和7年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節 款項目		生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	132,968	128	133,096
2	給料	1,039,552		1,039,552
3	職員手当等	602,679		602,679
4	共済費	387,077		387,077
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	28,151		28,151
8	旅費	34,498	243	34,741
	費用弁償	8,253	243	8,496
	普通旅費	17,045		17,045
	特別旅費	9,200		9,200
9	交際費	100		100
10	需用費	137,586		137,586
11	役務費	48,861		48,861
12	委託料	2,093,237	6,444	2,099,681
13	使用料及び賃借料	111,856		111,856
14	工事請負費	2,844,831		2,844,831
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	55,419		55,419
18	負担金、補助及び交付金	2,584,326	3,439	2,587,765
19	扶助費	1,100		1,100
20	貸付金	217,334		217,334
21	補償、補填及び賠償金	14,920		14,920
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金	70,000		70,000
24	積立金	84,573		84,573
25	寄附金	5,930		5,930
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	10,494,998	10,254	10,505,252
財源内訳	国庫支出金	1,897,666	5,273	1,902,939
	地方債	1,511,000		1,511,000
	その他	953,566		953,566
	一般財源	6,132,766	4,981	6,137,747

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
7目 消費者支援対策費		
負担金、補助 及び交付金	・市町村消費者行政強化交付金	3,439
8款 土木費		
6項 住宅費		
2目 住宅建設費		
報 酬	・県営住宅上栗島団地建替事業PFI事業者選定委員会委員	4人

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
令和7年度 県営住宅上栗島団地建 替事業	住宅政策 課	千円 3,247		千円	令和8年度	3,247	千円 1,623	千円	千円	千円 1,624	発注支援業務

条 例 名 等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例																																	
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 出産育児をしやすい環境を整備し、子育て世帯等の居住の安定及び経済的負担の軽減を図るため、県営住宅の優先入居の対象となる子育て世帯の対象を拡大する等所要の改正を行う。 2 概 要 (1) 新たに優先入居の対象とする世帯に、その者又は同居する配偶者のいずれかが 40 歳未満の者であり、当該配偶者以外に同居する者がいないものを追加し、入居に係る収入の基準額を 21 万 4 千円とする。 (2) 優先入居の対象としている世帯の条件を、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（現行：中学校を卒業等する前の児童等）と同居する者とし、そのうち該当する子が 3 人以上の世帯の入居に係る収入の基準額を 25 万 9 千円（現行：15 万 8 千円）とする。 3 施行期日 施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。 【優先入居制度の見直しの概要】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>改正後</th><th>現 行</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">若者夫婦世帯</td><td>対 象</td><td>夫婦のみであり、夫婦のいずれかが 40 歳未満である者</td><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">新規追加</td></tr> <tr> <td>収入要件</td><td>収入月額 21 万 4 千円以内</td></tr> <tr> <td rowspan="2">子育て世帯</td><td>対 象</td><td>18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と同居する者</td><td>中学校を卒業し、又は修了するまでの児童と同居する者</td><td>子の対象範囲の拡大（中学卒業まで→18 歳に達する年度終了まで）</td></tr> <tr> <td>収入要件</td><td>収入月額 21 万 4 千円以内</td><td></td><td>変更なし</td></tr> <tr> <td rowspan="2">多子世帯</td><td>対 象</td><td>18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 3 人以上の世帯を構成する者</td><td>18 歳未満の児童が 3 人以上の世帯を構成する者</td><td>子の対象範囲の拡大（18 歳未満まで→18 歳に達する年度終了まで）</td></tr> <tr> <td>収入要件</td><td>収入月額 25 万 9 千円以内</td><td>収入月額 15 万 8 千円以内</td><td>入居要件の緩和</td></tr> </tbody> </table> 【参考】 (1) 現行条例について ア 優先入居制度関係 高齢者、障がい者、子育て世帯、母子父子世帯、多子多人数世帯等を対象に優先的に選考して県営住宅に入居させることができるよう定めている。 イ 収入基準関係 県営住宅への入居資格に収入基準を設けており、入居者の心身の状況又は世帯構成等から特に居住の安定を図る必要がある者は、裁量階層世帯として月収 25 万 9 千円を上限に条例で収入基準を定めることができる。 （現行、裁量階層世帯は月収 21 万 4 千円、一般世帯は月収 15 万 8 千円と設定。） (2) 国からの通知 令和 5 年 12 月に「こども未来戦略」が閣議決定されたことに伴い、公営住宅を活用して、子育て世帯等が低廉な家賃で優先的に入居できる取組等を推進するため、国において新たに「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」を定め、若者夫婦世帯を優先入居の対象に追加することや子育て世帯の対象範囲を拡大すること等当該要領に基づいた取扱いを検討するよう地方自治体に通知された。				区 分		改正後	現 行	備 考	若者夫婦世帯	対 象	夫婦のみであり、夫婦のいずれかが 40 歳未満である者	—	新規追加	収入要件	収入月額 21 万 4 千円以内	子育て世帯	対 象	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と同居する者	中学校を卒業し、又は修了するまでの児童と同居する者	子の対象範囲の拡大（中学卒業まで→18 歳に達する年度終了まで）	収入要件	収入月額 21 万 4 千円以内		変更なし	多子世帯	対 象	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 3 人以上の世帯を構成する者	18 歳未満の児童が 3 人以上の世帯を構成する者	子の対象範囲の拡大（18 歳未満まで→18 歳に達する年度終了まで）	収入要件	収入月額 25 万 9 千円以内	収入月額 15 万 8 千円以内	入居要件の緩和
区 分		改正後	現 行	備 考																														
若者夫婦世帯	対 象	夫婦のみであり、夫婦のいずれかが 40 歳未満である者	—	新規追加																														
	収入要件	収入月額 21 万 4 千円以内																																
子育て世帯	対 象	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と同居する者	中学校を卒業し、又は修了するまでの児童と同居する者	子の対象範囲の拡大（中学卒業まで→18 歳に達する年度終了まで）																														
	収入要件	収入月額 21 万 4 千円以内		変更なし																														
多子世帯	対 象	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 3 人以上の世帯を構成する者	18 歳未満の児童が 3 人以上の世帯を構成する者	子の対象範囲の拡大（18 歳未満まで→18 歳に達する年度終了まで）																														
	収入要件	収入月額 25 万 9 千円以内	収入月額 15 万 8 千円以内	入居要件の緩和																														

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（入居者の資格） 第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。 （1） 略 （2） その者の収入が<u>アからエまでに掲げる場合に</u>応じ、それぞれ<u>アからエまでに掲げる金額を超えないこと。</u> <u>ア 同居する者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が3人以上いる場合</u> 25万9千円 <u>イ 次のいずれかに該当する場合（アに該当する場合を除く。）</u> 21万4千円 （ア）～（オ） 略 （カ） 同居する者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいること。 （キ） 略 <u>（ク） その者又は同居する配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のいずれかが40歳未満の者であり、当該配偶者以外に同居する者がいないこと。</u> <u>ウ 法第24条第2項の規定に該当する県営住宅の場合（ア又はイに該当する場合を除く。）</u> 21万4千円（災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円） <u>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合</u> 15万8千円 （3）・（4） 略 2・3 略 （入居者資格の特例） 第5条の2 略 2 <u>前条第1項第2号ウ</u>に掲げる県営住宅の入居者は、同項に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅	（入居者の資格） 第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。 （1） 略 （2） その者の収入が<u>ア、イ又はウに掲げる場合に</u>応じ、それぞれ<u>ア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</u> <u>ア 次のいずれかに該当する場合</u> 21万4千円 （ア）～（オ） 略 （カ） 同居する者に<u>中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。第7条第4項第1号において同じ。）を卒業し、又は修了するまでの児童</u>がいること。 （キ） 略 <u>イ 法第24条第2項の規定に該当する県営住宅の場合</u> 21万4千円（災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円） <u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</u> 15万8千円 （3）・（4） 略 2・3 略 （入居者資格の特例） 第5条の2 略 2 <u>前条第1項第2号イ</u>に掲げる県営住宅の入居者は、同項に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅

を失った者でなければならない。 (入居者の選考) 第7条 略 2・3 略 4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (1) <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>と同居する者 (2) 略 (3) 5人以上の世帯を構成する者 (4)～(14) 略 (15) <u>その者又は同居する配偶者のいずれかが40歳未満の者であり、当該配偶者以外に同居する者がいないもの</u> (同居の承認) 第9条の2 略 2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。 (1) 略 (2) 前項の承認後における当該入居者の収入が第5条第1項第2号アから<u>エ</u>までに掲げる場合に並び、<u>それぞれ</u>同号アから<u>エ</u>までに掲げる金額を超えないこと。 (3)・(4) 略 (入居の承継の承認) 第9条の3 略 2 知事は、同居者が次に掲げる事由の全てに該当しているときは、前項の承認をすることができる。 (1) 略 (2) 前項の承認後における当該同居者の収入が第5条第1項第2号アから<u>エ</u>までに掲げる場合に並び、<u>それぞれ</u>同号アから<u>エ</u>までに掲げる金額を超えないこと。 (3) 入居者の配偶者又は第7条第4項各号に掲げる者であること。 3～5 略 (収入超過者等に関する認定) 第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項又は第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条	を失った者でなければならない。 (入居者の選考) 第7条 略 2・3 略 4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (1) <u>中学校を卒業し、又は修了するまでの児童と同居する者</u> (2) 略 (3) 5人以上の世帯<u>又は18歳未満の児童が3人以上の世帯</u>を構成する者 (4)～(14) 略 (同居の承認) 第9条の2 略 2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。 (1) 略 (2) 前項の承認後における当該入居者の収入が第5条第1項第2号アから<u>ウ</u>までに掲げる場合に並び、同号アから<u>ウ</u>までに掲げる金額を超えないこと。 (3)・(4) 略 (入居の承継の承認) 第9条の3 略 2 知事は、同居者が次に掲げる事由の全てに該当しているときは、前項の承認をすることができる。 (1) 略 (2) 前項の承認後における当該同居者の収入が第5条第1項第2号アから<u>ウ</u>までに掲げる場合に並び、同号アから<u>ウ</u>までに掲げる金額を超えないこと。 (3) 入居者の配偶者<u>(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u>又は第7条第4項各号に掲げる者であること。 3～5 略 (収入超過者等に関する認定) 第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項又は第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条
---	--

第1項第2号アから<u>エ</u>までに掲げる場合に<u>応じ</u><u>それ</u><u>ぞれ</u>同号アから<u>エ</u>までに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。 2・3 略	第1項第2号アから<u>ウ</u>までに掲げる場合に<u>応じ</u>同号アから<u>ウ</u>までに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。 2・3 略
--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和6年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債	
				円	円	円	円	円	円	円	円
4 衛生費	2 環境衛生費	国立公園満喫プロジェクト等推進事業費	自然共生課	123,938,000	96,804,220		47,902,000			44,000,000	4,902,220
		自然公園等魅力向上事業費	自然共生課	105,143,000	52,850,000		24,777,000			25,000,000	3,073,000
		国立公園満喫プロジェクト等推進事業費（国補正）	自然共生課	270,000,000	186,000,000		93,000,000			93,000,000	
		自然公園等魅力向上事業費（国補正）	自然共生課	25,206,000	18,889,000		8,500,000			10,000,000	389,000
6 農林水産業費	3 農地費	農業集落排水事業費	水環境保全課	107,121,000	315,300		315,300				
		農業集落排水事業費（国補正）	水環境保全課	29,128,000	29,128,000		29,128,000				
8 土木費	1 土木管理費	能登半島地震を踏まえた住宅耐震化緊急強化事業費	住宅政策課	55,027,000	696,000	347,000					349,000
	5 都市計画費	公園施設長寿命化事業費	まちづくり課	138,900,000	52,647,100		26,323,550			23,000,000	3,323,550
		都市公園維持費	まちづくり課	187,514,000	41,403,000					11,000,000	30,403,000
		公園施設長寿命化事業費（国補正）	まちづくり課	279,000,000	279,000,000		139,500,000			139,000,000	500,000
	6 住宅費	公営住宅整備事業費	住宅政策課	1,080,229,000	122,190,300		48,491,000			73,000,000	699,300
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	災害関連農村生活環境施設復旧事業費	水環境保全課	23,280,000	23,280,000		23,280,000				
生活環境部 計				2,424,486,000	903,202,920	347,000	441,216,850			418,000,000	43,639,070

令和 6 年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	課名	支出 行為 担額	左の内訳		支出 負担 為額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				説明
					支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源		一般財源	
										国庫支出金	その他		
1 1 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	災 害 関 連 農 村 生 活 環 境 施 設 復 旧 事 業 費	水 環 境 保 全 課	円 36,920,000	円 35,424,800	円 1,495,200		円 1,495,200	円	円 1,495,200	円	円	鳥取市が行う農業集落排水施設の災害復旧事業について、復旧する管路は道路内に埋設するため、道路災害復旧事業と調整し進捗を図る必要があるが、災害復旧工事の集中に伴う労働者不足等により、当該道路災害復旧事業の進捗が想定より遅れたため、年度内の事業完了が困難となったものの。
生活環境部 計				36,920,000	35,424,800	1,495,200		1,495,200		1,495,200			

令和 6 年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						企業債	国庫補助金	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	天神川流域下水道事業管理棟受変電設備改築工事	円 534, 592, 000	円 333, 712, 541	円 146, 176, 681	円 23, 000, 000	円 95, 640, 271	円 27, 536, 410	円 54, 702, 778	円	天神川流域下水道事業管理棟受変電設備改築工事において、他事業者の関連工事の遅延により工事着手までに不測の日数を要したため。
計			534, 592, 000	333, 712, 541	146, 176, 681	23, 000, 000	95, 640, 271	27, 536, 410	54, 702, 778		

件名	議会の委任による専決処分の報告について （２）鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例 （鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正） （令和 7 年 5 月 20 日専決）
提出理由及び概要	1 提出理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項が改められたことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本会議に報告する。 2 概要 市街化を促進しない開発行為として建築物の建築等を許可できる基準を定めた規定中引用する障害者総合支援法の条項を改める。 3 施行期日 施行期日は、令和 7 年 10 月 1 日とする。

鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例

(鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表（第5条関係）	別表（第5条関係）												
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">略</th></tr> <tr> <td>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第14項</u>に規定する就労移行支援、<u>同条第15項</u>に規定する就労継続支援若しくは<u>同条第18項</u>に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的</td><td>略</td></tr> <tr> <th colspan="2">略</th></tr> </table>	略		10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第14項</u> に規定する就労移行支援、 <u>同条第15項</u> に規定する就労継続支援若しくは <u>同条第18項</u> に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的	略	略		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">略</th></tr> <tr> <td>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第13項</u>に規定する就労移行支援、<u>同条第14項</u>に規定する就労継続支援若しくは<u>同条第17項</u>に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的</td><td>略</td></tr> <tr> <th colspan="2">略</th></tr> </table>	略		10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第13項</u> に規定する就労移行支援、 <u>同条第14項</u> に規定する就労継続支援若しくは <u>同条第17項</u> に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的	略	略	
略													
10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第14項</u> に規定する就労移行支援、 <u>同条第15項</u> に規定する就労継続支援若しくは <u>同条第18項</u> に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的	略												
略													
略													
10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第13項</u> に規定する就労移行支援、 <u>同条第14項</u> に規定する就労継続支援若しくは <u>同条第17項</u> に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的	略												
略													
備考 略	備考 略												

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	西部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	132,000	令和7年4月1日～ 令和8年4月30日	鳥取県西部総合事務所環 境建築局